

共有資産分割納付(変更)申請書

年 月 日

日 南 町 長 様

住 所  
共有代表者 氏 名 ⑩  
電話番号  
(持分 / )

不動産登記簿における各持分が同一である下記物件について、以下の事由により納付に支障を来しているため、末尾記載の留意事項を十分に理解し、確約しますので「共有資産分割納付」を取り計らっていただきたく共有者全員の合意に基づき申請します。

申請事由	
------	--

No	物件の所在		地積又は延床面積
1	土地・家屋		
2	土地・家屋		
3	土地・家屋		

No	共有者名	住所及び電話番号	持分
1	⑩	〒 TEL	/
2	⑩	〒 TEL	/
3	⑩	〒 TEL	/
4	⑩	〒 TEL	/
5	⑩	〒 TEL	/

※6名以上共有者がいる場合は裏面を利用してください。

留意事項

- 共有資産における固定資産税は、地方税法第10条に基づき連帯納税義務が規定されています。そのためこの取り扱いは、地方税法の規定による連帯納税義務を分割納税義務とするものではありません。分割後の税額を納付しても共有者に滞納が生じた場合は、地方税法に基づき差押え等の滞納処分を受けることがあります。
- 記載内容に変更があった場合は、速やかに本申請書を提出してください。

(裏面につづく)

- この申請書は、共有者全員が署名押印してください。ただし、署名の取れない共有者については、同意書を必ず添付してください。
- 各共有者の資産の持分割合に応じて年税額を按分して納付書を作成するものとします。この場合において、按分した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、共有構成員の税額については、これを切り捨てるものとし、共有代表者の税額については、年税額から共有構成員の税額の合計額を差し引いた額とします。
- この取り扱いは次の場合取り消すことがあります。
- ・申請内容に変更があったにもかかわらず、再提出がない場合
  - ・共有者に滞納が発生した場合

No	共有者名	住所及び電話番号	持分
6	Ⓜ	〒 TEL	/
7	Ⓜ	〒 TEL	/
8	Ⓜ	〒 TEL	/
9	Ⓜ	〒 TEL	/
10	Ⓜ	〒 TEL	/
11	Ⓜ	〒 TEL	/
12	Ⓜ	〒 TEL	/
13	Ⓜ	〒 TEL	/
14	Ⓜ	〒 TEL	/
15	Ⓜ	〒 TEL	/
16	Ⓜ	〒 TEL	/
17	Ⓜ	〒 TEL	/
18	Ⓜ	〒 TEL	/
19	Ⓜ	〒 TEL	/
20	Ⓜ	〒 TEL	/

(記載欄が足りない場合はコピー等をして対応してください。)